

2014.7.25 東京高裁「判決文」の内容考察

2014年8月5日

日韓会談文書/全面公開を求める会 事務局次長 李 洋秀(イー・ヤンス)

判決文や公文書の引用は「ゴシック体」で、編者の説明は「明朝体」で表した。
文中、赤い字は、編者の注目するところ。

1、最終尋問から2週間も経たず、突然隠していた文書を開示することで、控訴審の対象から消え去った、通し番号 1-13 文書「河合文庫中官府記録」

2012年10月11日東京地裁703号法廷は「平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」に対し、「348(当初は369)の文書について外務大臣の不開示決定を取り消して開示を命じ」る、歴史的な原告側の勝訴判決(裁判長川神裕)を言渡した。

これに対して外務省は「これなら勝てるだろう」という文書だけを抜粋し、2013年2月1日東京高裁第8民事部C係に一部不服申立て控訴をした。その「控訴理由書」82～83頁では、自信満々と「通し番号 1-13」の文書を解説する。

第1 不開示理由1 (情報公開法5条3号関係) について

1 通し番号1-13について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-13の文書は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「河合文庫中官府記録目録」と題する文書であり、同文書に記録されている情報は、韓国において収集され、京都大学附属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」、「数量」であると推認できる(原判決別紙5・281、282頁)。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-13の文書に記録されている情報の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より正確に言うと、韓国側が、京都大学附属図書館の河合文庫(文学博士河合弘民氏が朝鮮史の研究に資するために収集した朝鮮文書類。乙A第499号証13、14ページ)の中に所蔵されていると主張し、我が国に引渡しを求めていたものの目録である。

2013 年 4 月 26 日、外務省アジア大洋州局北東アジア課の小野啓一課長が提出した「陳述書」(乙 A 第 527 号証)の 12～13 頁で、当時完全不公開中で発行日も何頁あるのかすら不明だった「通し番号 1-13 の文書(編者注=文書番号 385「河合文庫中官府記録」) には、元々記載されていた韓国古書籍の書名等に加え、韓国側の主張の当否に関する各書籍に係る日本側による調査結果が手書きで記載されています。・・・調査した結果が開示された場合、日本が韓国への引渡しに応じるか否かの検討についてどのような事項についていかなる調査をし、その結果がどのようなものであったか等をうかがい知ることが可能となり、北朝鮮や韓国が当該情報を国交正常化交渉や再度の返還請求に当たり我が国に対して返還を予測するために利用したりするなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分予想される」と記した。(編者注=原文が不鮮明なため、複写は省略した。)

また 2014 年 3 月 13 日に東京高裁 809 号法廷にて行われた第 3 回口頭弁論においても、控訴人である外務省北東アジア課の小野啓一課長は証人尋問で下のように主張し続けた。

「尋問調書」の 9 頁(下に原文を複写)

基本的な考えは陳述書において説明をさせていただきました。これに加えて、若干補足的に申し上げさせていただければ、文化財と言いますのは、基本的には、このケースであれば日韓会談当時であれ、今であれ、基本的な文化財の価値というのは、まあ、大きくは変わらない。多少の変動はあるかもしれませんが、大きくは変わらないと考えます。そういう意味では、当時の資料、評価であっても、これは、現在の、あるいはこれからのいろいろなやり取りにそのまま影響するものであるというふうに考えます。

当初から原告側の勝訴が確定し、一部のみ控訴して来た外務省だが、開示命令の判決に基づき、次から次へと五月雨式に文書を開示して来た。2013 年 3 月には二度に分けて 365 の文書を開示したし、中には今までガードの堅かった文化財関係や韓国側の請求に対する外務省、大蔵省の試算額も含まれていた。しかし控訴審の目玉のような「通し番号 1-13」は、当然その中には含まれてなく、7 月 25 日の判決に委ねられるものと誰もが思っていた。ところが 2014 年 3 月 24 日付で開示した 12 のファイルの中に、何と文書番号 385「河合文庫中官府記録」つまり「通し番号 1-13」が含まれているのを見て、わが目を疑った。右がこれまで頑なに外務省が開示を拒み続け、控訴審の一番に掲げた実物そのものである。最後の頁に書かれた内容も重要そうなので、下左複写する。「陳述書」で解説された「日本側による調査結果が手書き」で書かれているが、手書きで読みにくいので、重複してもここに記す。「□官府記録と思われるもの。但し、全部が江華島にあったものでは絶対ない」と、些か感情剥き出しの文が書き殴ってある。後は「△は他にもあると思われる。」程度。

秘密指定解除
外交記録・情報公開室



河合文庫中官庁記録目録

京都大学附属図書館蔵

	冊
① 蕨川郡各軍旅戸布節目	1 / ✓
② 五鹿郡査察	1 / ✓
3 乙亥六月日補用所上下冊	1 /
4 乙巳十月日慶軍所掌騰録	1 /
⑤ 乙巳録(明宗元年寫)	1 / ✓
6 乙丑正月日外人收執冊	1 /
7 " " 各項實案	1 /
8 " " 各項礼座案	1 /
9 " " 各處族房冊	1 /
10 " " 軍井間冊	1 / ✓
11 " " 元用冊	1 / ✓
12 " " 護表所上用冊	1 / ✓
13 " " 護表所席等録	1 / ✓
14 " " 族幣契上下冊	1 / /
15 " " 族幣契上用冊	1 /
16 " " 族幣契傳掌騰録	1 /

(1)

150	報告訓令并付 (江原府)		冊	1	✓
151	報告騰録			1	✓
152	房税完井面			1	✓
153	民賦草聚			1	✓
				1	
154	民賦草聚 才1~才3	(不分巻)		3	✓
155	〃 〃 才4~才5	(不分巻)		2	✓
157	民賦騰録			1	✓

(注 番号 156 欠)

□ 官公記録と出たやうなり
 他に今部には尋問になつてゐるやうに
 記されてゐる。

△ は1巻のいふやうなやうなり。

通し番号 1-13 (文書番号 385)
 「河合文庫中官府記録」の1頁と9頁

しかし、ここまで自信満々で押し出して来た「通し番号 1-13」を、なぜ外務省が突如一変して撤回してしたのか、その理由は外務省に聞かなければ解からない。イヤ、聞けば聞くほど余計教えてくれないだろうが、証人尋問でこちら側の張界満弁護士が証人を問い詰めて、最後には返事もできないほどの境地に追い込んだのは、偉大なる成果ではなからうか?

上記「尋問調書」の53~54頁

「被控訴人(附帯控訴人)ら代理人(張) 日本の文書の中で、この河合文庫中官府記録目録と照合したことがあるかどうかというのを証人の記憶で述べてください。

証人(小野) ええ、それを正に申し上げようと思ったんですが。

代理人(張) したかしないかを、イエス・ノーで答えてください。

裁判長 大変申し訳ないんですが、代理人も持ち時間が残り少ないので、結論をまずおっしゃってください。

証人(小野) 記憶しておりません。」

問題はそう複雑ではない。京都大学まで出かけて行って、「河合文庫目録」まで入手しているわれわれと、役所の中で書類だけ見ながら隠蔽作業をしている外務省との差異。また文化財の専門家の考察や検証もなしに、開示・不開示を弄ぶだけの役所仕事。それをただ追

認することだけに余念のなかった 2 次訴訟(「平成 20 年(行ウ)第 231 号行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件」(2007 年 11 月 10 日の 3 次開示のうち、墨塗りと不開示の 13 の文書の開示を求めた訴訟、2008 年 4 月 23 日東京地裁に提訴、2009 年 12 月 16 日地裁で敗訴、2010 年 6 月 23 日東京高裁控訴棄却、2011 年 5 月 10 日最高裁判所の上告不受理決定で 1 審判決確定)の裁判官たち。

2、外務省の一部控訴 47 件を、すべて盲目的に受け入れた高裁の不当判決

基本的には地裁判決が確定し、その後多くの文書を開示して来たことは、既に上で記した。しかしそれでもここだけは公開したくないと、ほとんど命がけで守ろうとしているような 47 の文書に対して外務省が一部控訴をして来た。そして、そのすべてがほとんど何の検証もなく、そのまま受け入れられた。

本来、外務省の管理監督責任下にあるべき筈もない、国公立の博物館や大学の図書館、私立の文庫等で保管している韓国・朝鮮関係由来の文化財や図書・転籍等の目録が最も多い。

次いで植民地時代から第 2 次大戦末までの間の軍人・軍属や徴用工等の未払い賃金や寄託金、郵便貯金の金額や恩給支給額等の数字を隠している。その中で、今まで決して明らかにして来なかった 1962 年 1 月当時、韓国側の対日請求額に対して日本政府内部で検討した金額、大蔵省と外務省の全体的な試算額は開示された。しかし個別な理由や詳細は、未だ墨塗りのままである。このお金は一体誰のものか?徴用や強制連行で海外の炭鉱や戦地に動員して置きながら、賃金もまともに払わず、死亡通告もせずに放置したまま、その金額まで隠蔽するのが「日本の国益」なのだろうか?

いやしくも「開示した」と公言しておきながら、その文書を全部墨で塗りたい、まったく見えない状態にしている国が、果たして地球上にひとつでも存在するだろうか?こういうのは「不開示」と呼ぶのであり、「開示した」等と言えないことは世界の常識である。日本政府は情報公開という側面からも、非常に恥ずかしい遅れた体制を取っていることを知るべきである。

外務省が隠し続ける主要三本柱は、上の「文化財目録と入手経緯、請求権金額と根拠、竹島問題」に代表される。下に今回、争点になった文書一覧を紹介する。

文化財関係

1-60(386)(編者註=経緯や数量の記載が珍しいので複写した)「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」1960.9.20 北東アジア課の文書 1 頁には、「宮内庁書陵部所蔵の書籍(註、1 及び

2)には、**皇室費で購入したもの**と、**一般行政費で購入したもの**との2種類があるが、・・・
3 頁(註 1) 宮内庁書陵部には**朝鮮本 74 冊**が所蔵されている。これら朝鮮本は徳川文庫楓山文庫、旧多紀家、旧徳山毛利家のものを継承したもので、その渡来の時期はすべて日韓併合前とされている。(註 2) 宮内庁で所蔵している朝鮮本は上記書陵部のもののほかに**内閣文庫**(現在は国立国会図書館支部内閣文庫となっている=編者註、文書 379 の 2～26 頁に目録あり) **所蔵の約 190 冊**がある。これらの書籍は紅葉山文庫、昌平坂学問所の所蔵本のほか、明治 20 年代に民間から購入又は献納を受けたもので、渡来の時期はすべて明治 23 年(1890)以前である。」という解説がある。

4 頁「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件 1964.3.11 北東アジア課股野記」には、「冒頭、宮内庁側より別添 2.の曾根本及び統監本の目録が手交され、同目録には曾根本 152 部 762 冊、統監府本 11 部 90 冊、合計 663 部 852 冊がある旨説明があった。」とある。
所蔵した経緯についても 6 頁に「曾根本は明治 43 年(1910)東宮職に献上された。当時曾根氏は統監を辞した後であるので、同図書は**曾根個人として献上**されたものであると思われる。統監府本は**伊藤公が日本に持参**されたものを伊藤公の死後、皇室側と統監府(北東アジア課註。当時は総督府になっていた)との間の話合いで明治 44 年(1911)に皇室に献上されたものである。」とある。

曾根荒助献上本と統監府蔵書の目録は 12～21 頁に収められているので、最初の頁だけ下に複写した。11 頁に簡単な手書きのメモがある。「昭和 38 年(1963)3 月 11 日宮内庁より受領、昭和 38 年 4 月 3 日日韓予備交渉文化財関係第六回会合において韓国側に手交、4 月 11 日よりくわしいリストを韓国側に手交、原本当日の会議記録あり」

曾	統	監	府	藏	書	
1. 畏	1. 愚	伏	先	生	文	集
2. 詭	2. 四	渠	堂	大	師	集
3. 廿	3. 白	沙	先	生	集	
4. 禮	4. 楓	鼻	集	隨	聞	錄
5. 造	5. 農	叟	壯	公	遺	事
6. 山	6. 金	忠	司	馬	實	記
7. 四	7. 梁	大	機	要	覽	
8. 簾	8. 萬	月	沙	先	生	集
9. 間	9. 錦	月	源	系	譜	紀
10. 陶	10. 璿	辛	壬	紀	年	提
11. 景	11. 辛	壬	紀	年	提	要
12. 金						
13. 六						
14. 留						
15. 易	學	啓	蒙	要	解	4
16. 經	延	問	答			1
17. 三	書	輯	疑			2
18. 四	書	正	文	(孟子)		1

11 部

90 冊

27 頁 末松、田川博士等の
数字が墨塗り。右に複写

宮内庁書陵部の統監本曾根本の
調査結果

2-27(386)「宮内庁書陵部所蔵
の書籍」1960.9.20-1964.3.11
22 頁下～23 頁上「宮内庁
図書の韓国への寄贈に関
する件打合せ」1964.3.11
北東アジア課「西原書陵部
長の発言が墨塗り」。しか
し同日の会議内容「針谷参
事官の宮内庁書陵部往訪
の件 1964.3.11 北東アジア
課股野記」の要点があり、
9 頁に西原部長の発言とし
て「これらの図書は皇室と
して無ければならないと
いうものではないが、学界
としては貴重なものも多
く含んでいるので、出来る
だけ多く残しておきた

い、」・・・「もし政治的配慮で一部を出すことに決まったらマイクロフィルムをとること」
と続くことから、それほど大事なものではないという評価が書かれていることが推測で
きる。

25 頁「文化財(図書関係)調査報告」1959.3.19 北東アジア課「宮内庁にある統監本。曾根
本について末松、田川博士の調査結果の報告」下 4 行と次頁以下 2 頁不開示

項 目	総 数		統監本		曾根本	
	部数	冊数	部数	冊数	部数	冊数
(1) 総 数	163	852	11	90	152	762
(2) 末松博士が稀 少本としたも の						
(3) 田川博士が稀 少本としたも の						
(4) 古鮮冊簿にな いもの(伊地 知説明)						
(5) 以上三者(2)～ (4)の重複をの ぞいたもの						
(6) (1)から(5)をの ぞいたもの						

注、以上の外に統監本に準貴扱いもの(貴重本
に準ずる扱い) あり

1-61(387)「宮内庁書陵部所蔵目録」目録。原本の日付は 1963.4.11

統監府蔵書 11 部 90 冊と曾根荒助献上本(43.12.3)152 部 762 冊(部数は前記、文書番号
386

と合致)に対する「評価」が全頁墨塗り。田川○、末松△、伊地知□、宮内庁準貴本◎。

全 20 頁あるうち、2 頁「統監府蔵書」の初めを左下に、4 頁「曾根荒下助献上本」を右下に複写。

統 監 府 蔵 書			曾 根 荒 下 助 献 上 本 (43, 12, 3)		
1.	愚伏先生文集 (詩文合集)	10	1.	長齋存字録 (総記雑書)	2
	韓鄭經世 清道光 4 版			韓 宗 吳 猶 清 同 治 写	
2.	四溪堂大師集 (詩文合集)	1	2.	読書雜抄 (総記雑書)	4
	韓 叙 恒 政 清 順 治 9 版 補刻			清 光 緒 写	
3.	白沙先生集 (詩文合集)	15	3.	廿一種秘書 (有欠) (叢 書)	8
	韓 孝 恒 福 清 嘉 永 4 版			清 汪 士 漢 等 清 咸 豐 6 写	
4.	楓泉集 (詩文合集)	8	4.	精選 右 香 黄 眉 一名 黄 白 眉 故 事 (類 書)	5
	韓 金 祖 淳 清 咸 豐 4 本 写			明 鄭 百 拙 清 咸 豐 写	
5.	震望隨園錄 (朝鮮文)	3	5.	山堂肆考 (類 書)	50
	韓 李 周 政 清 同 治 写			彭 大 翼 編 明 張 幼 学 編 清 同 治 写	
6.	金忠北公遺草 (叢 伝)	2	6.	四部書 (類 書)	4
	韓 正 祖 命 編 清 嘉 慶 元 版			韓 許 筠 清 咸 豐 写	
7.	梁大司馬実記 (叢 伝)	5	7.	註 白 眉 故 事 一名 類 鈔 (類 書)	5
	韓 正 祖 命 編 清 嘉 慶 4 版			明 許 以 忠 清 道 光 写	
8.	画機要覽 (古代法制機軸)	11	8.	同情録 (匪 筆)	3
	韓 李 才 通 清 道 光 写			韓 朴 永 世 清 光 緒 9 写	
9.	白沙先生集 (詩文合集)	22			

1-62(390)「郵便文化財の回収問題」1958.2.15-1965.5.20

25、26、28、30、33、35 頁「通信文化財の帰属等に関する事項」。

国側の言い分—昭和 40 年頃、韓国から返還の請求を受けていた「通信文化財について、外務省がそれを返還するとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容等」が記載。

原告側の主張 — 既に開示されている情報には、文化財の帰属先として地名の記載があるから、それらの記載からでも、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容は推測できる。

1-63(458)「文化財会合記録 (引渡し品目)」1965.6.18

5 頁「韓国側より、墓誌を全部ほしい旨述べたのに対し、」に続く日本側の答弁

1-74(567)「韓国文化財の提供について」1953.10.23

12～21 頁別紙一「東京国立博物館所蔵韓国関係文化財一覧」1957.2.28 文化財保護委員会 (一)歴史部、(二)美術部、(三)美術工芸部、(四)美術品部の「受理年月日、受理区分、備考」が墨塗り。別紙二「東京国立博物館保管の朝鮮古墳出土美術品のリスト」1958.2.6、22 頁全部墨塗りと次頁以下 3 頁不開示。

1-75(570)「韓国文化財に関する件」1960.4.6-21

「国有の朝鮮関係文化財の現状について」1959.1.16 菅沼(北東アジア課長)記の 16 頁が墨塗り。「文化財を引き渡すに当たっての問題点と必要となる措置等に係る情報・・・弱点とも捉えられかねない機微にわたる問題点の検討内容等」

1-80(583)「文化財保護委員会本間氏との会見報告」1952.2.18

25 頁 1952.8.21 市立米澤図書館岡博館長の「韓国書籍の調査報告」「次頁不開示」

文書番号 380「韓国国宝古書籍目録(第二次分)1953.10.15 韓国側より受領」の 156～157 頁では目録を開示。下にその複写を紹介。

米澤図書館所蔵韓国本		附録音韻總註	
清溪東萊先生左氏博句解	孝經大義	中庸章句或門附	御定奎章全額
御定史記矢退	大明一統志	續刊聖賢圖	皇朝通學名臣言行錄外表
御定朱書西還	續得物志	經籍會編	懷語編類
茶海心鏡	新編古今重文續聚	朱文公昌黎先生集	山谷詩集註
漢鄭元註 唐賈公彥疏 朝鮮活字版	四十二卷 二十二冊	清溪東萊先生左氏博句解	八卷 三冊
宋朱熹撰 元重刊註 朝鮮活字版	一卷 一冊	宋朱熹註 朝鮮活字版	四卷 四冊
正祖命撰 朝鮮版	二卷 一冊	五祖命撰 朝鮮版	六卷 零本二冊(五、六欠)
明李賢等撰 朝鮮活字版	四十卷 三十二冊	著者未詳 朝鮮活字版	二卷 二冊
明李幼武撰 朝鮮活字版	十七卷 四冊	五祖補 朝鮮版	六卷 三冊
唐李石撰 朝鮮活字版	十卷 一冊	明文瑞撰 明王鏡校 朝鮮版	十二卷 十二冊
明趙仁奎撰 朝鮮活字版	二十卷 二十冊	金復興撰 朝鮮版	五卷 二冊
前編續 別集 宋祝穆撰 新集 元富大用撰	元富大用撰	朝鮮活字版 卷七 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	朝鮮活字版 卷七 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
唐韓愈撰 唐李漢撰 韓字註 朝鮮活字版	十六卷 二十五冊	宋黃庭堅撰 宋任道註 朝鮮活字版 內集 二十卷	十冊 外集(青神史忠註)十七卷 九冊 別集(青神史忠註)二卷一冊

27 頁 1952.8.21 国立国会図書館阪谷俊作一

般考査部長「韓国書籍の調査」1 行墨塗り。目録はすべて「次頁以下 11 頁不開示」しかし「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」からの問い合わせに対して、**国立国会**

図書館は 2012 年 4 月付で資料を提供して来た。

朝鮮半島由来の資料について

1. 李氏朝鮮時代（1910 年以前）の資料等

東京本館古典籍資料室では、1910 年以前に朝鮮で刊行・書写された「朝鮮本」約 550 タイトル 2,800 点を所蔵しており、大半が『国立国会図書館所蔵朝鮮資料目録 4 朝鮮本篇』（1975 年刊）に掲載されております（別紙「朝鮮関係資料目録」で「✓」があるものが該当です。）。これ以外の所蔵資料についても、判明した範囲で別添リストに一覧を作成しました。

また、請求記号が「WA」及び「WB」で始まる資料が、国立国会図書館の基準で指定した「貴重書」「準貴重書」の資料です。

上の資料の 4～33 頁に 1975 年「国立国会図書館所蔵朝鮮関係資料目録・4.朝鮮本篇」が添付されているので、4 頁の表紙と 5 頁の目次、6 頁の「経部」を下に複写する。

国立国会図書館所蔵		目	次
朝鮮関係資料目録			
4. 朝鮮本篇			
Catalogue of Materials on Korea in the National Diet Library			
4. Classical Chinese Books			
国立国会図書館参考書誌部			
1975			
経部	1	子部	
易	1	儒家	33
書	1	兵家	35
詩	1	農家	35
礼	1	医家	36
春秋	2	天文・算法	37
四書	2	曆書	38
小学	2	術数	38
字書・訳学	2	類書	39
史部		隨錄	40
正史	5	芸術	42
編年	6	釈家	42
別史	9	集部	
雜史	10	別集	44
対日関係史	16	中国人別集	50
叢書	17	総集	51
政法・職官	20	詩文評	53
伝記	24	詞曲	54
系譜	26	小説	54
年譜	26	索引	
地理	26	著者名索引	
紀行	30	個人	56
地図	31	団体	63
書目	31	書名索引	65
金石	32	付録	
		高麗版大藏經	77

なお1頁の回答文にもあるが、「朝鮮関係資料目録」から漏れているもののリストも

経 部		
✓ 1 三經四書正文 10巻 〔朝鮮〕 8冊 34cm 和	特2-1081	✓ 10 詩書大全圖 宋 朱熹著 〔朝鮮〕 63丁 22cm 和 書名書種表による 天正22年横道保右衛門尉 の奥書、付箋1枚あり 内容 書傳大全圖 1巻 詩傳大全圖 1巻 WA36-6
易		
2 易經今文考 2巻 李炳憲編 李在鶴 李在鶴校 普州府 東光印刷所 [1937] 2冊 28cm 和 附：易經大傳 2巻、易經說卦傳	i-098-38	礼
3 増刊易理大方 金在鶴著 京城 韓南書林 大正15 (1926) 128p 国版 22cm	特2-1810	✓ 11 儀禮注疏 17巻 後漢 鄭玄注 唐 賈公彥疏 〔朝鮮〕 17冊 34cm 和 活字本 217-120
4 啓蒙傳疑 李晃著 〔日本〕 五倫書院 明解3 (1857) 2冊 28cm 和 蔵書には「易學啓蒙傳疑」とあり 付訓本 289-7 巻2-967		✓ 12 簡 禮 彙 纂 〔朝鮮〕 64丁 30cm 和 附：本朝國忌、四禮 特2-1224
✓ 5 山 天 易 說 12巻 金相岳 [説] 金尚鉉校 〔朝鮮〕 寿泉亭 (高宗)16 (1879) 6冊 34cm 和 活字本 特2-971		✓ 13 家 禮 考 證 7巻 曹好益著 金培等編 序 7冊 28cm 和 152-70
✓ 6 周易傳義大全 24巻 首1巻 明 胡廣等奉勅撰 福州 嘉靖5 (1526) 14冊 34cm 和 活字本 820-7		✓ 14 家 禮 大 全 4巻 谷波羅 嘉靖42 (1563) 101丁 30cm 和 WA36-8
書		15 己 亥 儀 禮 〔朝鮮附録〕第13冊<217-91>
✓ 7 書 傳 大 文 2巻 〔朝鮮〕 2冊 31cm 和 活字本 242-3		✓ 16 國 婚 定 例 6巻 朴文秀等奉命修 崔益夫等校 〔朝鮮〕 乾隆14 (1749) 2冊 41cm 和 巻3欠 活字本 192-103
✓ 8 書 傳 大 全 10巻 圖1巻 宋 蔡沈著 〔朝鮮〕 9冊 36cm 和	820-5	✓ 17 明賢先生疑義問答 8巻 尹拯著 〔朝鮮〕 4冊 30cm 和 巻前前後に付箋あり W941-13
詩		✓ 18 禮 疑 類 輯 24巻 目2巻 附2巻 符鑑源編 〔朝鮮 正祖〕7 (1783) 序 15冊 30cm 和 活字本 正祖序あり 217-29
✓ 9 詩 傳 大 文 巻上 〔朝鮮〕 87丁 33cm 和 820-13		

丁寧に 2、3 頁に添付して来たので、下に紹介する。

請求記号	タイトル	責任表示	出版事項	形態/付属資料	装丁	注記
特2-1563	欽定萬年書		朝鮮寫	4冊; 18cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』373頁右
292.18-Ka1162	慶尚道邑誌		[寫]	37冊; 32cm	綵装	書名は題簽による/印記: 陸軍文庫
W991-222	輿地全圖		[朝鮮]: [出版者不明]	1冊; 32cm		書名は書き外題による/快題簽に「朝鮮版地圖帖」「慶長頃刊」とあり/表紙に「天下圖/東國圖/中國圖/日本圖/琉球圖」と題書あり
820-22	漢書項籍傳抄項上一巻	漢班固撰	朝鮮寫	1冊; 33cm	綵装	
GE121-K57	大韓地誌	[玄采][譯撰]	[出版地不明][出版者不明][1906歳]	2冊; 24cm	和装	はり込図7枚
322.11-D17 II	大典通編6巻 首1巻	(朝鮮) 金致仁 輯纂	崔憲[正相]9(1785)	5冊; 38cm	綵装	印記: 陸軍文庫
W941-23	大韓新地誌巻2	張志淵著 南廷哲校	[] 南章熙 陳熙2 (1908)	1冊; 23cm		再版
W941-38	東輿國志巻上	金正浩國編	寫	2冊; 28cm	和	印記: 陸軍文庫
W941-40	東谷集巻6.7	金鴻運撰	朝鮮刊	1冊; 28cm	和	活版
W941-49	西坡集30巻	吳道一撰	英福5(1729)	15冊; 29cm	和	活字本 印記: 李真俊印、汝思氏
W941-54	東垣十書共13巻 刊本	李栗拱	朝鮮刊	4冊; 27cm	和	
W949-1	趙越傳		朝鮮刊	1冊; 26cm	和	本文ハングル
W991-81	朝鮮國未書簿		朝鮮寫	2冊; 36cm	和	
W991-142	朝鮮琉球全圖		朝鮮刊	1冊; 32cm		折本
W941-N1	管蒙篇		正相年間刊	1冊; 33cm		銅活字版
W941-N2	海東諸國記	申叔[著]	寫	3冊; 29cm		印記: 清故堂文庫、佐分利氏圖書記
W941-N3	東國輿地勝覽巻24		朝鮮刊	1冊; 37cm		銅活字本 印記: 東京書籍館、明治九年文部省交付
W949 N1	[南薰太平歌]下		朝鮮刊	1冊; 27cm	綵装	本文ハングル
W991-82	朝鮮地方制度地方官制等改正法令建陽元年		[建陽1年(1896)]	1冊; 32cm	和	活字版 印記: 内記之印

						× 51cm), 印刷用紙 (49 × 51cm), 大 12号圖 (49 × 51cm)
442-W616z	時憲紀要 2編	(朝鮮) 南采吉 撰	[朝鮮], [舊宗]11 [1860] 序	2冊; 33cm	綵装	
163-62	天下水陸路程1巻		朝鮮寫	1冊; 31cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』248頁右/『國立國會圖書館漢籍目録』270頁右
820-23	劉向說苑卷1-16	漢劉向撰	朝鮮寫	4冊; 32cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』333頁右
152-28	新製臺臺儀象志巻1-14	白耳義南懷仁撰; 口劉德德筆受; 口劉有本徐珣詳筆受	朝鮮寫	14冊(含7冊); 27cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』372頁左
特2-1462	增補參贊秘傳天機大要2巻	明林紹周撰; 朝鮮池百源補	英祖13序, 朝鮮刊	2冊; 29cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』382頁右
121-238	漢碑堂承碑曹量完碑		朝鮮刊	2帖; 27cm		『國立國會圖書館漢籍目録』389頁右
169-39	箋註唐賢絶句三體詩法巻1-7	宋周弼撰; 元釋圓至注	朝鮮刊	1冊; 29cm	綵装	『國立國會圖書館漢籍目録』586頁左
特1-3136	[スウ]陽書院紀實碑銘	(朝鮮) 李東旭 撰; (朝鮮) 全吳 書		1帖; 29cm		拓本/白井文庫
929.13-cS99	[邵大成伝 1巻]			1冊; 27cm	綵装	巻頭書名はハングル表記/本文ハングル表記/印記: 龜田藏書

28 頁 1952.8.23 名古屋市蓬左文庫織茂三郎主事の文部省大学学術局情報室宛の報告「次頁以下 11 頁不開示」、目録と思われる。ただ次の 29~30 頁に「2、学術的価値の概要、3、入手経路、4、韓国より日本に到来した経路」に関する解説は開示されている。

9	8	7	6	5	4	3	2	1	經部	遂左文庫輯國本
五經大全	皆註全文	儀禮圖	纂圖互註周禮	書傳大文	書傳大全	詩傳大全	易學啓蒙專解			
一一卷 一一二引四	宋林堯叟 朝鮮景光五年刊	卷五十四 一一二引九	卷一 卷二 卷三 卷四 卷五 卷六 卷七 卷八 卷九 卷十 卷十一 卷十二 卷十三 卷十四 卷十五 卷十六 卷十七 卷十八 卷十九 卷二十 卷二十一 卷二十二 卷二十三 卷二十四 卷二十五 卷二十六 卷二十七 卷二十八 卷二十九 卷三十 卷三十一 卷三十二 卷三十三 卷三十四 卷三十五 卷三十六 卷三十七 卷三十八 卷三十九 卷四十 卷四十一 卷四十二 卷四十三 卷四十四 卷四十五 卷四十六 卷四十七 卷四十八 卷四十九 卷五十 卷五十一 卷五十二 卷五十三 卷五十四 卷五十五 卷五十六 卷五十七 卷五十八 卷五十九 卷六十 卷六十一 卷六十二 卷六十三 卷六十四 卷六十五 卷六十六 卷六十七 卷六十八 卷六十九 卷七十 卷七十一 卷七十二 卷七十三 卷七十四 卷七十五 卷七十六 卷七十七 卷七十八 卷七十九 卷八十 卷八十一 卷八十二 卷八十三 卷八十四 卷八十五 卷八十六 卷八十七 卷八十八 卷八十九 卷九十 卷九十一 卷九十二 卷九十三 卷九十四 卷九十五 卷九十六 卷九十七 卷九十八 卷九十九 卷一百	朝鮮刊	朝鮮刊	一一卷 一〇四引二七	四卷 一〇四引二七	四卷 一〇四引二七	四卷 一〇四引二七	四卷 一〇四引二七
明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊	明胡玄峰 泰勳撰 朝鮮刊
七二冊	五二冊	一〇冊	六冊	九冊	九冊	九冊	九冊	九冊	九冊	九冊

1-81(584)「韓国関係文化財調査
に関する打合」1953.5.20-7.4
15 頁別添リスト(2)

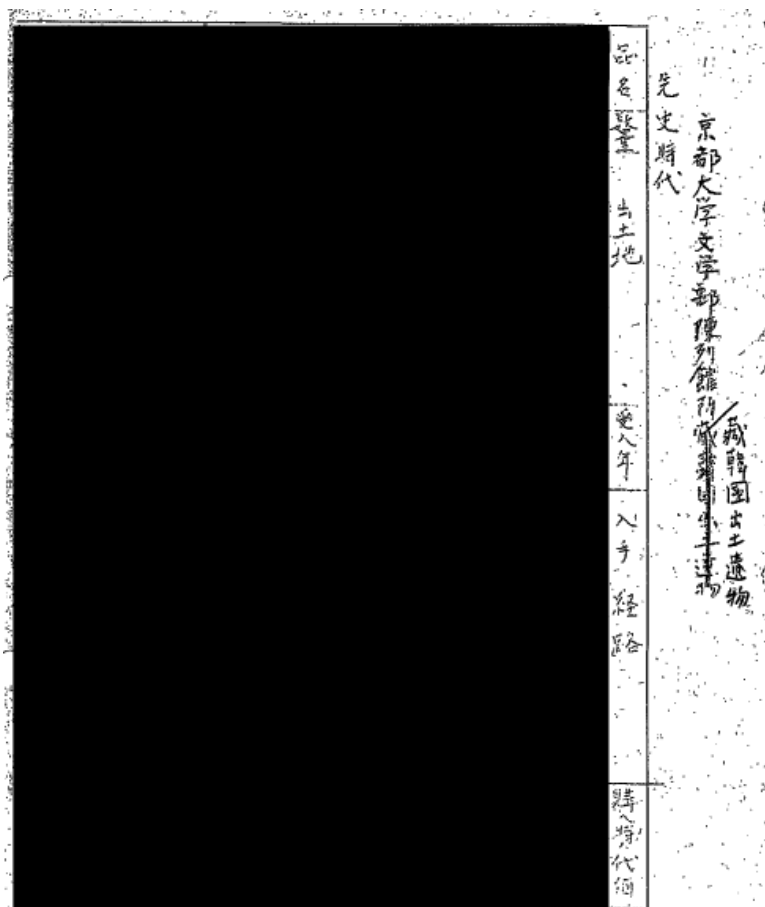
「京都大学文学部陳列館
所蔵韓国出土遺物」の
うち先史時代の「品名、数量、
出土地、受入年、入手経路、購
入時代価」がすべて墨塗り。

「次頁以下4頁不開示」

右、複写参照。今年2014年3
月26日付で

「公開」された内容が、この惨
憺たる姿。

16 頁「名古屋市蓬左文庫所蔵
韓国図書に関する調査報告」次
頁以下10頁不開示。上の379、
583とは異なり、目録すらも不開
示！！？



31、32 頁「静嘉堂文庫」の墨塗り二ヵ所は、「岩崎彌之助の17回忌に当たり、大正13年(1924)小彌太が文庫を建て図書を収蔵した。」と静嘉堂文庫美術館のホームページ <http://www.seikado.or.jp/about/index.html> で公開されているところから、墨塗りの中身は「岩崎小彌太」であり、外務省が隠ぺいすべき対象でないことは明らか。

1-82(586)「成實堂文庫について」1963.6.5、「成實堂文庫について」2、26 頁の墨塗りは「徳主婦之友部長石川武美氏」であると、29 頁の記載から証明される。また3 頁にも財団法人「文化事業協会」(理事長石川武美氏) と実名が露出しており、外務省の墨塗りの無駄さ加減が証明される。

第 一 章 古 版 本

朝鮮明萬曆十一年刊。初印。極大本。又近有弊。三行四段、四

一 卷 一 冊

175 同 (卷一首)

176 學解要序(序首)

朝鮮明萬曆三年刊。活字版

177 千字文(卷首)

178 同 (卷末)

1175

增修師教施食儀文・不思議和尚歸寂訣	一三七	文選	一三三
禮念彌陀道場懺法	一三七	廬山蓮宗寶鑑	一三五
大般若波羅蜜多經卷二十一・二百七十六	一三八	唐詩正音輯註・唐音遺編集註	一三六
大方廣佛華嚴經疏卷第五	一三九	詩人玉屑	一三六
佛說德護長者經卷上	一三九	詩人玉屑	一三七
大乘入伽經卷第六	一三九	詩人玉屑	一三七
佛說因緣僧護經・虛至長者因緣經・佛說出家功德經・佛說無上盧視・佛說木槲子經・佛說五王經・佛說護淨經	一四〇	匪懈堂選平山精華	一三八
・八無暇有暇經・佛說療痔病經・佛說教誡經	一四〇	大方廣佛華嚴經普賢行願品・佛說阿彌陀經・大佛頂首楞嚴神咒・觀世音菩薩顯文・永嘉真覺大師證道歌	一三八
訶利帝母真言經・大樂又女愛子成就法	一四〇	金剛般若波羅蜜經（外）	一三九
新刊詳明算法	一四一	眞寶珠集	一三九
新刊標題孔子家語句解	一四一	護全律疏	一四〇
大廣益會玉篇	一四一	周易傳義大全	一四〇
樊川文集夾注	一四一	書傳大全	一四〇
樊川文集夾注	一四一	懶翁和尚語錄	一四〇
編府群玉	一四一	禪源諸詮果都序	一四一

「尊經閣蔵書について」1953.6.10 アジア二課、
6 頁の下「次頁以下 10 頁不開示」。文書番号
379「韓国国宝古書籍目録日本各文庫所蔵」88
～106 頁には目録が開示されている。379 の
88 頁だけ右に複写

1-84(588)「東京国立博物館所蔵韓国所出品」
2～30 頁 (一)歴史部、(二)美術部、(三)美術
工芸部、(四)美術品部の「発見場所、受理年月
日、受理区分、納入者、備考」が墨塗り。上
記 1-74(567)とほぼ同一。

1 頁に「美術品部の記載事項中、『受理区分』
を『購入』としたのは、これらの発掘調査費
が、旧帝室博物館により支出されたものであ
るため、一応『購入』としたものである。」
とあるのが注目される。「一応『購入』とし
た」の意味は、「『購入』などしてなく、発
掘した、つまり盗掘した」の意か？

尊經閣文庫韓国本									
7	6	5	4	3	2	1	0	0	経部
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續
五先生傳記今續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續	義禮經傳通輯續

2 頁だけ複写するが、最初の「斧頭」のみ「受理年月日、受理区分、納入者」の墨塗りをし忘れて、「昭六、二、七」「寄贈」「江波芳太郎」とそれぞれ露出しているのが、外務省の墨塗りの杜撰さの表れ。「漆耳杯」の欄外に、「北鮮」とあるのも注目される。

1-85(589)「韓国関係重要文化財一覧」1～8 頁および 8 頁に「次頁不開示」とあり、「指定年月日、品目、員数、所有者、備考」がすべて墨塗りだが、判決文に「外務省が重要文化財を調査し、そのうち、日本国内に所在する朝鮮半島由来のものであることを確認した・・・情報である。」とあることから、「重要文化財に指定された朝鮮半島由来のものである」と確認できる。2 頁の欄外に「発見、利川郡、前庵、五層」とあることから、重要文化財に指定されている大倉集古館裏庭にある五重石塔のことか？ すべて墨塗りなので複写は省略。

1-86(591)「韓国文化財の現状等に関する調書」1962.12.24

「1、朝鮮総督府により搬出されたもの」のうち、(1)慶南梁山夫婦塚出土品、(2)慶州路西里 215 番地古墳出土品、(3) 慶州皇吾里第 16 号古墳出土品に続く、3 頁後半と次頁以下 2 頁不開示。判決文 61 頁に「出土した品について南北鮮の別、国有民有の別、現在の所蔵場所、所蔵に至った由来等の現状に係る情報」とある。「現在の所蔵場所、所蔵に至った由来」を隠さなければならないのは「不当に取得したり強奪、盗掘した証拠」と自ら認

めている？

10 頁、東京国立博物館にある「(イ)楽浪遺跡 7 点 10 件、(ロ)公州、扶余 12 点 17 件・・・(ニ)南北鮮区分の明らかでないもの 3 点 4 件」の間、(ハ)に該当する部分が墨塗り。
同じく 10 頁、京都大学には「1、朝鮮総督府により搬出されたもの」、「3、日本国有・・・」の他に、(イ)～(ロ) が墨塗り。

14 頁に大倉集古館の「八角五重石塔(重要美術品)平南大同郡栗里」「五重石塔(重要美術品)利川」の記述に墨塗りあり、余程 **日本側に不利な内容**か？

17 頁「国有の朝鮮関係文化財の現状について 1959.1.16 菅沼」欄外に「次頁不開示」

1-87(592)「東洋文庫田川博士との懇談記録」
1963.3.18 宮内庁図書「宮内庁図書寮の蔵書目録は印刷されたものがあるが、現在**頒布禁止**になり外部では**全く見られない**。」の後、6～7 頁墨塗りで内容は解らない。だが**文書番号 379 の 27～35 頁には目録がある**。右に複写。**田川なる人物の嘘つきたる面目躍如か！？**。

7 頁には他に記述のない 2010 年に返還された「儀軌」に対する言及がある。「**浅見倫太郎博士が宮内省の依頼を受けて皇室の儀式の参考にするため、景福宮にあった多種の儀軌(儀式の記録)の写本(編者=本当に写本か?)を行ったことがあるが、この儀軌は曾根本とは別に宮内庁に保存されている筈である。**」

1-88(595)「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」
1965.9.20「文化財保護委員会事務局松下監鑑査官の談」2～3 頁が墨塗り。「台帳の誤り」に続く。

2-32(1116)「寺内文庫現状」1963.5.24-1965.8.17

48 と 76 頁の墨塗り。判決文 99 頁によれば「寺内が取得した経緯に対する田川の見解」(編者註、78 頁の文化財保護委員会**松下課長の本音**が面白い。「**私はあの書**(編者註=寺内文庫のこと)**全部を渡したらよい**と思う。日本文化の損失にならないものを多く渡して、

6	5	4	3	2	1	経部
○ 漢圖互註同書	○ 詩經大全	○ 詩經大全	○ 周易傳義大全	○ 周易傳義大全	○ 周易傳義大全	○ 周易傳義大全
二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷	二卷
朝鮮刊本	朝鮮刊本	朝鮮刊本	朝鮮刊本	朝鮮刊本	朝鮮刊本	朝鮮刊本
一〇冊	一〇冊	一〇冊	一〇冊	一〇冊	一〇冊	一〇冊

博物館にある貴重な文化財をできるだけ救いたい」＝「救いたい」という表現が表しているが、被害妄想の固まりで、略奪者という視点は完全に消えている)

1-103(1118)「韓国美術品の寄贈」1958.1.9-1965.11.22

4 頁 1958.4 に贈与された「昌寧校洞出土リスト」から「台帳価格、時価」が墨塗り。
(編者註、以前はこのリストすら墨塗りだった。)

渡前南道昌寧郡昌寧面校洞出土美術品リスト (奉天国立博物館保管)					
品 目	数 量	台帳価格	時 価	備 考	
金 製 耳 飾	2ヶ				
鉄製刀子残欠	5ヶ				
鉄 器 残 欠	1括				
銀 製 鏢	2ヶ				
碧玉製管玉	1ヶ				
ガラス製小玉	7ヶ				
陶製長頸壺	2ヶ				
陶製脚付盆	2ヶ				
陶 製 蓋	24ヶ				
陶 製 深 盆	10ヶ				
陶 製 高 杯	50ヶ				
計	106俵				

請求権問題

1-69(506)「日韓国交正常化交渉の記録.総説八」179～86 頁

大蔵省・外務省試算額(1962.11.1962.1 大蔵省理財局・外務省アジア局)がすべて墨塗り

要 請 求 項 目	韓国側請求額 (単位:10万円)	大 蔵 省 案		外 務 省 案	
		試 算 額	試 算 の 根 拠	試 算 額	注
I 地金銀	現物請求				
地金 249トン	時価 100845				
地銀 67トン	737				
小 計	101,582				
II 政府関係					
1. 通信局関係					
(a) 郵便貯金等	1,198				
(b) 国債、貯蓄債券等	(要綱Vのノにて請求)				
(c) 朝鮮簡保年金	135				

1-97(718)「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」1962.3.7

11 頁 欄外の「次頁以下 2 頁不開示」。内容は判決文 69 頁によれば、1-69(506)と同じ。

15 頁 1948 年国連決議国名の欄外に「次頁以下 10 頁不開示」。内容は不明。

1-227(1779)「対韓焦付債権の処理方法」1962.12.15

3 頁「焦付債権の処理説明」下部の墨塗りと次頁以下 3 頁不開示。

4 頁「延滞利子」に関して墨塗りと次頁不開示。

2-10(1046)「日韓会談再開に関する第一回省内打合会議事要録」1953.1.23

6 頁 田中情報文化局長の発言。請求権の「相互放棄」について。判決文には言及なし。

10 頁広田課長の発言が墨塗り。判決文 69 頁によれば「米国政府の対応状況」

18 頁田中の発言が墨塗り。「事務局間で基本方針を決めることはむづかしい」の後

25 頁「国籍処遇」の後が墨塗り。

2-19(1298)「請求権についての法律問題」判決文によると時期は 1952 年頃

2 頁の墨塗りと次頁以下 6 頁不開示。「請求権の範囲」、判決の対象外。

45～46 頁の墨塗り。内容は判決文 86 頁によれば「日本国民の海外財産請求権」、同 87～89 頁には最近の韓国の判決に対しても言及あり。

2-20(1302)「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」

3 頁 「日本人の在朝財産問題」判決文 91 頁に「韓国との交渉上不利益」。2-19(1298)のイを引用、最近の韓国の判決に対して言及。

2-61(1600)「請求権の経緯及び解決方針 (昭和 34 年 1-4 月)」

15～16 頁「ポルトガルの対日クレーム・・・ポルトガルは第二次大戦中中立国であったが」の後、墨塗り。判決文 116 頁によれば「ポルトガルとの損害賠償請求権問題」

竹島問題

2 次訴訟の判決文 95 頁では「本件文書 13(編者注=文書番号 137「竹島問題に関する文献資料、頁数、作成年月日等不明」は、外務省アジア局北東アジア課(当時)に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した資料であり、竹島問題に関する各文献資料の標題の記載に続き、それぞれに記録された内容について概略を説明したものが記録されている約 40 頁(編者注=こんなことすらわれわれが提訴するまでは調べる由がなかった)の「竹島問題に関する文献資料が記載された部分」・・・本件文件資料と時系列の 2 個の情報によって構成されている・・・約 90 の文献資料中、外務省が作成した内部資料は約 6 割を占めてい

る。他方、時系列は、日本政府が韓国政府との関係で**竹島問題を採り上げることとなった原因事実**を把握するに至った端緒を含め、竹島問題をめぐる日韓政府間のやり取りについての事実関係が時系列で記録されたものである」という細かい説明の後、同 97 頁で「文件資料のリスト及びその概要が、一方的に交渉相手国である韓国政府に知られ得る状態になることは、我が国の交渉上の地位を一方的に不利益にするものであるし、・・・情報公開法により**部分開示する義務はないし、全部不開示が相当**であるともいえる。」と結論づけた。

3-12(652)「日韓予備交渉第 2 1 回会合」1962.12.26 7 頁が墨塗り

「日韓予備交渉第 2 1 回会合」1963.1.11 28～29 頁が墨塗り

3-15(720)「日韓政治折衝第 2 回会談記録」1962.3.14 「非公式発言」16 頁墨塗りと次頁以下 9 頁不開示。非公式発言」26 頁墨塗りと次頁以下 5 頁不開示。

3-16(910)「日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」200～201 頁が墨塗り。202～203 頁墨塗りと 202 頁の「次頁以下 2 頁不開示」。215、216 頁墨塗りと次頁不開示。238 頁墨塗りと次頁不開示。

4-7(910)「日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」1953.6.9 「竹島問題対策要綱(案)」

11 頁が墨塗り 判決文 170 頁によれば、「警察、海上保安庁、入管等の対応」

3-21(1399)「アジア局主要懸案処理日報抜粋」111、112 頁の墨塗り。

3-24(1523)「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957.9.6

8 頁 外務省大野次官の発言が墨塗り。判決文 145 頁によれば、「ソ連への対処方針」

3-27(1675)「日韓会談再開問題」1954.10.1 井口大使発岡崎大臣宛電報 106 頁が墨塗り。

1954.11.15 沢田大使発岡崎大臣宛電報 107～108 頁が墨塗り。

1954.11.16 沢田大使発岡崎大臣宛電報 109、110 頁が墨塗り。

1954.11.17 井口大使発岡崎大臣宛電報 115 頁が墨塗り。

1954.9.24 井口大使発岡崎大臣宛電報 147 頁が墨塗り。

1954.10.6 緒方大臣発井口大使宛電報 149 頁が墨塗り。

1954.11.2 岡崎大臣発井口大使宛電報 157 頁の墨塗りと次頁以下 7 頁不開示。

1954.11.2 岡崎大臣発澤田大使宛電報 158 頁の墨塗りと次頁不開示。

1954.11.19 岡崎大臣発澤田大使宛電報 159 頁の墨塗りと次頁不開示。

1954.10.18 井口大使発緒方大臣宛電報 201 頁の墨塗りと次頁以下 4 頁不開示。

1954.11.11 澤田大使発緒方大臣宛電報 202 頁の墨塗りと次頁以下 3 頁不開示。

「日韓問題に関する対米折衝の経緯」210 頁の墨塗り

3-30(1695)「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話」

1965.5.4 ソウル前田調査官発外務大臣宛電報 19 頁の墨塗りと次頁不開示。

1965.5.11 ソウル前田調査官発外務大臣宛電報 20～21 頁の墨塗り。判決文 163 頁によれば、「日本の竹島問題対応方針と米国側の意見」

3-34(1786)「韓国側希望と日本側方針 (昭和 39 年 10－12 月)」

「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場 (試案)」1964.12.21
59、71 頁の墨塗り。

3-43(1876)「日韓会談等に関する在外公館からの報告」

1954.10.13 パリ西村大使発岡崎大臣宛の電報 4～5 頁の墨塗り。判決文 168 頁によれば、「南シナ海での領土問題のフランス側の処理状況と方針」

その他

北方領土問題

2-55(1472)「日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説」1956.3.12 ワシントン谷大使発重光外相宛の電信、18 頁が墨塗り。判決文 113 頁によれば、「小笠原帰島と北方領土」

2-96(1805)「大平大臣、ラスク長官会談」1962.9.24 15～16、18 頁の墨塗り。判決文 124～125 頁によれば、「ソ連が北海道を占領したい意向」

北朝鮮との関係

1-165(1567)「平和条約第 4 条」1952.2.6-7

「第二条による分離地域に係る請求権の処理方法」22 頁最後の 4 行が墨塗り
内容は判決文 73 頁から「北朝鮮政府を法律上の政府として承認する必要」について

1-245(1851)「韓国提案基本関係条約案」1964.12.10-1965.1.26

20 頁欄外の手書きが墨塗り。判決文 78 頁によれば、「海底電線の北朝鮮部分」

在日の法的地位問題

2-11(1052)「日韓交渉に関する第一回各省打合会次第」1953.4.20

19 頁 鈴木入管局長の発言「治安当局の一致した意見」が墨塗り。判決文 84 頁によれば、「在日韓国人の国籍問題」

20～21 頁 下田条約局長の発言が墨塗り。判決文 84 頁によれば、「韓国国民一般に対する否定的評価」

40～41 頁 鈴木入管局長の発言「収監者、在日の犯罪率、生活扶助」の後が墨塗り。
2-89(1787)「日韓会談今後の進め方 」1965.1.5-4.7
2 頁「佐藤総理の指示」が墨塗り。判決文 122 頁によれば、「在日に対する佐藤の差別的表現」

交渉相手に対する悪口や制裁、機密

2-30(718)「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」1962.3.7
1962.3.14「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要」30～31 頁が墨塗り。
伊関局長の「数字を出すのは池田・金会談で約束したこと」と続く。
判決文 96 頁によれば、「小坂外相の韓国側に対する否定的評価」

2-36(1139)「対韓国強硬措置に関する会議関係の件」1960.2.4-3.3
13、45、54、58～59 頁「在日代表部設置問題」が墨塗り。
具体的には「職員の総引揚げ要求、職員の再入国不許可等」2-38(1144)2 頁から

2-37(1143)「日韓会談が不調に終わった場合に取りべき措置（試案）の概要」1960.3.2
2、11 頁「在日代表部設置問題」が墨塗り。2-36(1139)と同一か。

2-38(1144)「対韓国牽制措置および強硬措置として想定しうる手段（試案）」1962.5.31
8 頁「在日代表部設置問題」が墨塗り。上と同一か。

2-49(1399)「アジア局主要懸案処理日報抜粋」1960.3.10「日韓会談が不調に終わった場合
に取りべき措置（試案）の概要」238 頁「在日代表部設置問題」が墨塗り。上と同一か。

2-66(1618)「日韓問題に関する各種会談」1959.11.19 と 10.28
179、265 頁の墨塗り。判決文 119～120 頁によれば、「南鮮帰還者の補償金問題と米国の介入」

天皇との猥談

8-1(741)「李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」1965.3.26
1 頁の墨塗りと次頁以下 9 頁不開示。
8-2(1128)「日韓国交正常化交渉の記録（請求権・法的地位・漁船問題合意事項イニシャル）」1965.3.26 133～134 頁の墨塗りとその間の「次頁不開示」。

3、こちら側の**附帯控訴 67 件のうち、わずか 2 つ**の文書だけが例外的に認められ、3 ヵ所の開示を命じた部分の複写。

こんなものを開示したところで、誰にも何の影響も及ぼさない下らないものだが、こちら側で上告を予定していない以上、暇な**外務省はこの部分すら不服として上告するのだろうか？**

1-129(1348) 1961.2.11 「韓国請求権検討参考資料」 8 頁「1908 年～1944 年の韓国における郵便貯金より生じた定期収入で日本大蔵省に移越した分」を試算した金額

総 額 8552 万 7589 円
朝鮮人分 ([REDACTED] (郵便貯金機 / 0 系
を越えまい) と推定) [REDACTED] 円

9 頁「終戦時における朝鮮郵便貯金現在高」8552 万 7589 円のうち、朝鮮人分が占める比率及び試算額

入で日本大蔵省に移越した分は、

[REDACTED] 円」であると

している。

(この数字は韓国側要求額に近

い)

1-160(1558) 「円形通貨並び

に在外日銀券に対する我方の責任について」 1949.1.24

22、23 頁の墨塗り 判決文 248 頁には、『通貨別』の冒頭の『通貨名』については、

同文書(2頁)・・・に照らせば『**鮮銀券**』と推認される。」とある。

円系通貨の発行推定高並びに流通推定高					
1、本表の発行推定高は日銀調査によるものであり昭和二十年八月末日現在（南発券のうち磅券は昭和十九年十二月末現在）のものである。	<table> <tr> <td> 1、北ボルネオ 2、順券 A、ジャヴァ B、スマトラ 3、留比券 (ドルマ) 4、ペソ券 (比島) 5、磅券 (ニュージーランド) 6、海軍地区 </td><td> 七〇七三 千盾 二七九、一九八 千盾 二四四、八六六 千盾 二四四、九三三 千盾 二六五、四四八 千盾 五、〇〇〇、〇〇〇 千盾 二、〇〇〇、〇〇〇 千盾 四、〇〇〇、〇〇〇 千盾 千盾 </td></tr> <tr> <td> 一〇円換 ■ 陸軍、海軍、不明種別券と推定される貨額 </td><td> 千盾 </td></tr> </table>	1、北ボルネオ 2、順券 A、ジャヴァ B、スマトラ 3、留比券 (ドルマ) 4、ペソ券 (比島) 5、磅券 (ニュージーランド) 6、海軍地区	七〇七三 千盾 二七九、一九八 千盾 二四四、八六六 千盾 二四四、九三三 千盾 二六五、四四八 千盾 五、〇〇〇、〇〇〇 千盾 二、〇〇〇、〇〇〇 千盾 四、〇〇〇、〇〇〇 千盾 千盾	一〇円換 ■ 陸軍、海軍、不明種別券と推定される貨額	千盾
1、北ボルネオ 2、順券 A、ジャヴァ B、スマトラ 3、留比券 (ドルマ) 4、ペソ券 (比島) 5、磅券 (ニュージーランド) 6、海軍地区	七〇七三 千盾 二七九、一九八 千盾 二四四、八六六 千盾 二四四、九三三 千盾 二六五、四四八 千盾 五、〇〇〇、〇〇〇 千盾 二、〇〇〇、〇〇〇 千盾 四、〇〇〇、〇〇〇 千盾 千盾				
一〇円換 ■ 陸軍、海軍、不明種別券と推定される貨額	千盾				

28、29 頁の墨塗り

日銀券在外流通推定高表

(昭和二十三年十二月調)

一、旧領土地域

千円

台湾 八〇〇〇〇〇

沖縄 二九〇三〇

樺太 二五〇〇〇〇

南洋群島 三一五九

計 一、一五〇〇 千円

二、東亞地域

滿洲 一、四〇三九

北支 一〇三五七

中支 一〇三五七

南支(中支海南島を含む) 六八二

香港 一、一八五

南方地域(内訳不明) 〇一〇〇

計 八七八六三

佛印 二五六四

計 六〇〇六

合計 八五七〇

計 九六四三三

計 二六七五二四八

二、註

一、台湾については、日銀券流通禁止後特種預金となつた還收額を情報により推定す。

4、インカメラも無視、30年公開原則すら否定 !!??

今回の 2 審判決が、控訴人の主張をただ無条件に追従した何の価値もないものということ
は、これまで 2～21 頁にかけての原文の複写や判決文の引用、関連文書の紹介、複写等で
表示したので、もうこれ以上の説明は必要ないだろう。

三権分立の大原則を踏みにじり、行政に盲目的に追従した本判決のもっと大きな問題点は、
1 審の判決では大きく踏み込んだ、インカメラ制度の導入問題と 30 年公開原則すら否定し
た、世界に恥をかく低次元なものということだ。

1 審ではその『判決骨子』7 頁で「当裁判所の付言」を付け加え、「裁判所の審理の制約（当
該情報の内容と開示部分の内容とを（訳者注＝裁判官が）**直接対照することができないこと**）」
と日本にインカメラ制度がないことを強く訴えた。これに注目する動きすら日本のマスコ
ミには存在せず、立法府もまた完全に無視しづけたままだ。

また 1 審の判決は、上のような状況「を超えて、当裁判所が説示した観点、特に本件各文書
の開示部分に記録されてるものと同一の内容のもの等にあたるかどうかという観点から再
度検討すれば、**更にその全部**又は一部を開示する余地のあるものもあり得ると考えられる」
と、より積極的に開示するように「上記の観点からの再検討を真摯かつ速やかに尽くしてい
くことが切に望まれるべきである旨付言した。」のだった。このように高邁な思想と実践に
基づき、外務省は 1 審判決で非開示が認められたものの中からも多くの文書を開示し、そ
の判決の趣旨に答えた。

しかし一転、2 審判決ではこのような動きは完全に無視され、日本にはインカメラ制度がな
く世界的な潮流に遅れていることに対して、何の言及もなかった。

30 年公開原則について 1 審判決では、その判決文 41～42 頁に「①国際文書館評議会
（International Council on Archives, ICA、**日本の国立公文書館も 1972 年に加入している**）
の第 6 回大会の決議・勧告・要望において言及されている「外交文書は、原則としてそれが
発生してから **30 年以内に公開しよう**」といういわゆる ICA 公開原則が公文書管理の在り
方等に関する有識者会議でも確認されていること、②外務省情報公開法審査基準は、時の
経過及び社会情勢の変化を考慮する旨、すなわち、ICA**30 年公開原則を踏まえなければな
らないことを自ら定めていること**、③日本の外交文書記録公開制度は、ICA30 年公開原則
を基礎として、戦後の我が国外交の足跡について国民の理解を求め、それを深めるという趣
旨に基づき、**原則として 30 年を経たものは一部の例外を除いて一般的に公開していること**」
としたのにも拘わらず、2 審判決はその判決文 330 頁で、30 年公開原則について「
このような取扱いが**国際的慣習であると認めるに足る証拠はなく**、他に情報公開の解釈
上このようなルールを斟酌すべき**根拠は見いだし難い**」とまで後退してしまった。

それどころか 2 審判決は、その 87～88 頁で最近の韓国での法廷の動きに対して、次のよ
うに注文を付けた。（以下、判決分から複写） 「韓国政府は 2005 年（平成）

17年8月26日、「日本軍従軍慰安婦問題等、日本政府と軍隊等、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については、日韓請求権協定で解決したと見ることはできず、日本政府の法的責任が残っており、サハリン同胞の問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」として日韓請求権協定の効力の及ぶ範囲について例外があるとする見解を表明し、平成23年8月30日には、韓国憲法裁判所が、いわゆる従軍慰安婦問題等について、日韓請求権協定3条の紛争解決手続に進まなかった韓国外交通商部の不作為が韓国憲法に違反すると判示し、これを受け、韓国外交通商部が、我が国に対し、同問題等について日韓請求権協定3条1項に基づく協議を行いたい旨の申入れを行い、また、韓国大法院は、平成24年5月24日、第二次大戦中に新日本製鐵又は三菱重工業の前身である会社に徴用されたとする韓国人がこれらの企業に対し損害賠償と未払賃金の支払を求めた事案において、個人の請求権は日韓請求権協定だけで当然に消滅したと見ることはできず、仮に同協定でその請求権に関する韓国の外交保護権が放棄され、日本の国内措置でその請求権が日本国内において消滅したとしても、韓国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけであるなどとして、最高裁判所の上告棄却により確定していた日本

の裁判所の判決の効力を韓国の公序良俗に反するものとして承認しないものとし、二審判決を破棄して差し戻すという判決をし、その後である同年10月24日には、韓国において、同様の立場にある者らから新たに三菱重工業に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。以上のとおり、韓国国内では、日韓請求権協定の効力は個人の請求権に及ばない、あるいは一定の種類の請求権について制限されとする考え方、すなわち日韓請求権協定により請求権問題が完全かつ終局的に解決されたとする考え方とは異なる考え方を推し進めようとする動きが生じている。」

来年は日韓が国交を回復して50年、日本が敗戦して70年の節目を迎える年である。この間、政府が学界がマスコミが市民運動が(勿論財界や商工人、宗教界も含めて)何をして来た

のか、また何をして来なかったのか、それを検証することなしに、次の 50 年や 100 年を云々する資格はないだろう。

果たしてあの、1965 年の協定で何が決まったのか、何が決められなかったのか、また何がどのように話し合われて、どのように協定が結ばれて行ったのか、まさに当裁判の焦点である。それなのに現安倍政権「特定秘密保護法」を制定してより情報を隠蔽し、「秘密」の指定期間を最高 60 年とし、「秘密」の漏洩について重罰を課することで、市民の権利をさらに抑圧しようとしている。これは上で引用した 1 審判決の「外務省情報公開法審査基準は、時の経過及び社会情勢の変化を考慮する」義務を完全に踏みにじるものだ。

近現代史が学校教育でほとんど教わらない世界で唯一の国として、日本は諸外国から批判、糾弾され嘲笑の的にすらなっている。1945 年、どのように戦争が終結し、新憲法が施行されたのか。朝鮮戦争の真っ最中、1952 年の平和条約から戦後体制の構築された時期と日韓会談の開始・中断はピッタリ重なる。平和条約には日本の反対で南北朝鮮が参加できなかったし、日韓会談では 36 年の植民地支配清算問題は一切解決せず、議論は平行線のまま終わった。1910 年の日韓併合が不法だったのか、正当だったのか、基本条約の「null and void(今やもう)無効」を巡って英文の解釈が両国で異なったままの条約等、国際的に前例もないいびつなものであった。

現安倍内閣の麻生副総理は 2013 年 7 月 29 日の国家基本問題研究所月例研究会で、「憲法の改正(実は改悪)について、ナチスドイツに学べ」と暴言を吐き、全世界を驚嘆させた。こんな閣僚が何の責任も取らず、そのまま許される国は世界中どこにもない。欧米、中でもドイツでは処罰の対象になる。ナチスの犯罪=ユダヤ人、少数民族、障害者への管理、移送、殺害、人道に対する罪には時効がない。

そんなナチスと日本、イタリアは枢軸国を組み、連合国と第 2 次大戦を戦った。日ソ不可侵条約を破り旧『満州国』から朝鮮、サハリンに攻め込んだソ連の行為を正当と評価する気などないが、たった 2 年しか維持できなかった「独ソ不可侵条約」を見れば、いかに虚構であったかは火を見るより明らかだ。そのような歴史的経緯を踏まえ、もっとも大事なことは 1945 年 8 月 14 日(15 日はラジオで玉音放送を流しただけ)大日本帝国が「ポツダム宣言」を受け入れて無条件降伏した時、日本は孤立無援で日本側につく国が一つもなかった、つまり全世界を相手に戦争を遂行していたという事実だ。

広島、長崎だけを前面に押し出し戦争犠牲者の仮面を被る、卑怯なオオカミの正体を世界は知っている。戦後の新憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」し、「・・・われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。・・・いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」とあるのを、裁判所や役人が「知らない」という資格はない筈だ。

それなのに現安倍政権は世界的な情報公開の動きや原子力と人類の共存が不可という動きに背をむけ、いわゆる従軍慰安婦=性的奴隷や南京虐殺等「日本の戦争責任と植民地支配」

をめぐって、韓国や中国のみならず米国、欧州等とも軋轢を生んでいる。

隣国の韓国、中国とは首脳会談を開ける展望が全くないまま、南米や東南アジアを歴訪している安倍の姿はまったく異様である。

そんな政権に擦り寄ってか、2014年7月14日最高裁大法廷(裁判長千葉勝美)は、米国で見つかった「沖縄密約」文書の存在すら無視し、情報開示の訴えを却下した。2審の一部控訴敗訴を受け、また当会の2次訴訟における2011年5月10日最高裁判所の上告不受理決定の記憶も未だ冷めやらない今日、日本の最高裁の良心にホンの少しでも期待を持つほど、われわれは歴史の真実や過去の教訓に無知ではない。

2006年の1次訴訟から始まった長い闘いだったが、2007年1次訴訟1審判決の勝訴により1916のファイル、約6万頁近い文書を外務省に公開させた。そして2012年の3次訴訟の勝訴で25%の文書に含まれていた墨塗りを開示させ、完全不開示だった文書も竹島問題ひとつを除いて公開させた。その成果は、これからの学界の研究に大きく貢献するだろうし、既に世界的に多く利用されている。

自分の仕事を投げ打ったまま、無報酬で裁判所に提出する書類作成に勤しんでくれた弁護団の労力による勝利であるともいえる。

また日本国内だけでなく韓国の弁護士や日帝被害者原告らの力強い訴え、多くの会員や市民団体の支援によって、この運動がひとつの勝利の転換点を迎えたことを感謝しつつ、この考察を終えることにする。

われわれの闘いが日韓の平和と友好に、また日本の民主化に大きく貢献したことを高く評価したい。